

著作権に関する 検討結果報告書 (中間まとめ)

～教育現場における著作権問題に関する事例研究～

2012年1月

愛媛大学 著作権戦略検討委員会

目 次

はじめに	1
I 著作権	2
II 著作権財産権と産業財産権	3
III 具体的事例	
1. 理学部における e ラーニング推進の取り組みから	9
2. 共通教育基礎科目「情報科学」の取り組みから	15
おわりに	19
【参考資料】	
■法人著作について	21
■著作権 Q & A	23

はじめに

著作行為は、大学が行う研究、教育と極めて密接であるにもかかわらず、著作行為によって生み出される著作権についての適切な対応という点において、教員、職員ともに自信を持って望める人は少ないようです。その理由の一つには、著作権法の特例として、教育機関が行う教室での授業において、一定の条件の下で、他者が著作権を持つ著作物を許諾なしに利用できるために、著作権を意識しなかったことがあるかもしれません。しかし、eラーニング、LMS（ラーニングマネジメントシステム）、遠隔講義などは、多くの場合特例の範囲に含まれません。そのことを知らずに、著作物の利用が安易に行われる危険性が高く、適切な対応、処置を講じなければ、他者の財産である著作物の無断使用、すなわち著作権の侵害となってしまうおそれがあります。

しかし、我々は、著作権に対しておそれを感じ、萎縮する必要はありません。大学や、その構成員である我々は、その活動の中で、多くの著作物を生み出しています。このことはすなわち、我々も、多くの著作物とそれにまつわる著作権を持っていることを意味します。所有する著作権を有効に活用することもできます。

著作権は、同じく知的財産権である特許権と比べると、著作行為が行われると必ず発生することや、無法式主義であることから、著作権に対する対応は難しいのも事実です。

愛媛大学では、他者の著作権を侵害しない、所有する著作権を侵害されないようにする、そして、所有する著作権を有効活用するという視点での議論を深めるために、平成22年4月に著作権戦略検討委員会を設けました。

当委員会では、大学の活動の中で比較的多く見られる著作権に関わる課題や対策を示すことを目的に、ここ数年に行われた教育関連の事例に対して事例研究を行いました。この報告書は、この事例研究の結果を、中間報告として取り纏めたものです。また、法人著作についての解説と著作権Q&Aを参考資料として掲載しました。

共同著作行為における著作権管理や法人著作など、大学における著作権に対する対応には、まだまだ課題は多く、引き続き検討を進める必要があります。この報告書が、著作権への理解を深めるきっかけとなることを願います。

2012年1月

愛媛大学 著作権戦略検討委員会
委員長 小林 真也

I 著作権

著作権とは、著作権法の規定に基づいて、言語、音楽、絵画、建築、図形、映画、写真、コンピュータプログラムなどの表現形式によって、思想または感情を創作的に表現した著作物を作り出した著作者に付与される権利です。著作権の対象として規定されるのは、典型的には美術、音楽、文芸、学術に属する作品で、絵画、彫刻、建築、楽曲、詩、小説、戯曲、エッセイ、研究書（論文）などがその代表的な例です。他に、写真、映画、テレビゲームなど、新しい技術によって出現した著作物についても保護の対象として追加されてきました。

わが国では、1869年の「出版条例」によって、出版者の著作権が保護されたのが始まりとされており、1899年に著作権法が制定されたことによって、ようやく欧米先進諸国なみの法制度が整えられました。しかし、その後の急速な技術革新、特に戦後における著作物の複製・利用手段等の革新は、著作権制度の全面的な見直し要求となり、著作権法は1970年に全面改正され、現在の著作権法が制定されました。また、最近では、インターネットの普及や、情報機器・サービスの変化に対応するために、著作権法（以下「法」と略称）は毎年のように改正されています。

著作権の特色の一つとしてあげられるのが、この権利を得るためには、何の手續も必要としないということです（法第17条第2項）。著作者が著作物を創作した時点で自動的に権利が発生（無法式主義）し、原則として著作者の死後50年間保護されています（法第51条第2項）。そして、法第17条第1項は、著作者の権利を二つに大別し、一方を「著作者人格権」、他方を「著作権」と呼び、著作者が両方の権利を享有するとしています。しかし、後者の「著作権」は、用語として非常に紛らわしいので、ここでは「著作財産権」と呼ぶことにします。

著作者人格権は、人格的な利益を保護するもので、公表権（著作物を公表するかしないか、公表するとすればどのような形で公表するかを決めることができる権利、法第18条）、氏名表示権（著作者名を表示するかどうか、表示するとしたらどのような名前であるかを決めることができる権利、法第19条）、同一性保持権（著作物の内容や題号を勝手に変更されない権利、法第20条）の三つがあります。これらの権利は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりすることができない一身専属権です。

これに対し、著作財産権は、財産的な利益を保護するもので、複製権（法第21条）、上演権及び演奏権（法第22条）、上映権（法第22条の2）、公衆送信権等（法第23条）、口述権（法第24条）、展示権（法第25条）、頒布権（法第26条）、譲渡権（法第26条の2）、貸与権（法第26条の3）、翻訳権、翻案権等（法第27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（法第28条）の総称です。これらの権利は、その一部又は全部を譲渡したり相続したりすることができます。

Ⅱ 著作財産権と産業財産権

産業財産権は、従来は「工業所有権」と称されていましたが、「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」そして「商標権」の4つを総称する権利です。

特許権は「発明」を保護する権利、実用新案権は「考案」を保護する権利、意匠権は「意匠」を保護する権利、そして商標権は「商標」を保護する権利です。

ここで、「発明」とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のものをいいます（特許法第2条）。「考案」とは自然法則を利用した技術的思想の創作（実用新案法第2条）で、物品の形状や構造等をいいます。「意匠」とは物品の形状や模様、色彩等のいわゆるデザイン（意匠法第2条）をいいます。「商標」とは商品の名前や販売者の目印となる標識（マーク）等（商標法第2条）をいいます。

ここでは説明の便宜上、「特許権」を代表として説明します。

特許権は、前章で説明された「無方式主義」を採用する著作権法とは対極にある、「方式主義」を採用する特許法により付与される、独占排他的な財産権です。

特許法が採用する「方式主義」は、「出願主義」「審査主義」「登録主義」を含みます。

ここで、「出願主義」とは、発明の内容を詳細に説明した書面を、権利を付与する機関である特許庁への提出を求めること、「審査主義」とは出願された発明内容が、①産業上利用できるか、②新しいか、③容易に考えられないかなどの、所定の「特許要件」を備えるかどうか特許庁の審査官等によって審査すること、「登録主義」とは審査をパスしても所定の特許料を納付して特許権として設定の登録が必要なこと、をいいます。

特許法が、「特許権」の付与において上述の「方式主義」を採用している理由は、特許法の目的が、「発明」の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、「産業」の発達に寄与すること（特許法第1条）に由来します。

これに対し著作権は、上述のように「無方式主義」を採用する著作権法に基づいて、著作物を創作した「著作者等」に著作物の「完成と同時」に付与されます（著作権法第17条）。これは、著作権法の目的が「著作者等」の権利の保護を図り、「文化」の発展に寄与すること（著作権法第1条）に由来します。

したがって、著作財産権と特許権とは、ともに人間の頭脳によって生み出された「著作物」や「発明」などのいわゆる「知的財産」が、それぞれが適用される「著作権法」「特許法」によって「著作財産権」、「特許権」という「知的財産権」として付与されるという点で共通します。

しかし、著作財産権と特許権とは、これらの権利を付与する法律が上述のように「主義」や「法目的」が異なることから、その保護対象や保護方法において顕著な相違がみられます。

以下に、それらの相違点を産業財産権の権利別に説明します。

1. 著作財産権と特許権・実用新案権

(1) 保護対象が「表現」か「技術的アイデア」かの違いがあります。

著作財産権の保護対象は、著作物すなわち「思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条）と定義されているように、創作された「表現」です。

なお、以下の説明では、各法律名と該当条文は、例えば著作権法第1条は「著1条」、特許法第1条は「特1条」のように、簡略した形式で表記します。

これに対し、特許権の保護対象は、発明すなわち「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（特2条）であり、実用新案権の保護対象は、考案すなわち「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実2条）、と定義されているように、いずれも創作された「技術的アイデア」そのもので、「表現」ではありません。

(2) 保護方法

① 権利の発生が「無方式主義」か「方式主義」かの違いがあります。

著作財産権は、「無方式主義」を採用する著作権法により、創作が完了すれば審査されることなく自動的に発生します。

したがって、出願、審査、登録の各手続きは不要です。ただし、著作財産権の譲渡を受けたときは、登録しないと第三者に対抗できません。

これに対し、特許権は、「方式主義」を採用する特許法により、特許出願(特36条)、審査請求(特48条の3)、実体審査(特47条)、特許査定(特51条)、特許料納付(特107条)を経て登録されることによって権利が発生します(特66条)。

また、実用新案権は、「方式主義」を採用する実用新案法により、実用新案登録出願(実5条)、無審査で登録料納付(実31条)を経て登録されることにより権利が発生します(実14条)。

このような両者の相違は、上述のように、法目的の相違に由来します。

② 権利の消滅が「著作者の死後50年」か「出願日から20年」かの違いがあります。

著作財産権は原則として著作者の死後50年で消滅します(著51条)。これは、「著作者等」の権利の保護を図るのに必要十分な期間として規定されています。

これに対し、特許権は特許出願の日から20年で(特67条)、実用新案権は実用新案登録出願の日から10年で(実15条)、それぞれ消滅します。

この理由は、特許法や実用新案法では、発明や考案を「公衆に開示した代償」として上述の一定の期間、発明者等の権利者に独占排他的な権利を与えますが、

その期間が過ぎれば、このような発明や考案を「公衆に開放」して「社会の共有の財産」とすることにあります。

③ 創作のレベルが「審査されない」か「審査される」かの違いがあります。

著作権は、独自に「創作」したものであれば、たとえ過去に似ている表現が存在していても、審査されることなく自動的に著作権が認められます。

これに対し、特許権は独自に創作したものであっても、過去(特許庁に書類として提出した日より前)に、似ている技術(アイデア)が存在していた場合は、上述した「特許要件」に該当するかどうか審査され、例えば「同じアイデア(新しさが無い)」と判断されるか、又は「同じアイデアではないが、その差は小さい(容易に考えられる)」などと特許庁の審査官等によって判断された場合は、特許権は与えられません(特 49 条)。

2. 著作権と意匠権

(1) 保護対象が「一品ものの表現」か「工業的量製品のデザイン」かの違いがあります。

著作権の保護対象は、絵画や彫刻などの「一品もの」の美術的な著作物です。

これに対し、意匠権の保護対象は物品の形状、模様、もしくは色彩又はこれらの結合(意 2 条)であり、「物品」と「デザイン」との一体不可分の組合せが保護対象になります。ここで、「物品」は「工業的に量産される物品」で、それらの「部品」や「部分」を含みます。

したがって、「工業的量製品」と「デザイン」の組合せを保護する意匠権は、「一品ものの表現」を保護する著作権とは異なります。

なお、著作権で保護される「一品もの」をそのまま大量に工業生産する場合などには、著作権と意匠権が併存する場合があります。この「一品もの」が他人の著作物である場合には、著作権者に無断で「一品もの」を利用して量産、販売すると他人の著作権の侵害になりますので、事前に著作権者の許諾が必要になります。

(2) 保護方法

① 権利の発生が「無方式主義」か「方式主義」かの違いがあります。

意匠権も、「方式主義」を採用する意匠法により、特許権と同様に、特許庁に意匠登録出願(意 6 条)、審査(意 16 条)、登録料納付(意 42 条)を経て登録されることにより権利が発生します(意 20 条)ので、「無方式主義」で発生する著作権と異なります。

② 権利の消滅が「著作者の死後 50 年」か「設定登録日から 20 年」かの違いがあります。

意匠権は、意匠権の設定登録の日（出願の日ではありません）から 20 年で消滅する(意 21 条)点で、「著作者の死後 50 年」(著 51 条)で消滅する著作権と相違します。

③ 創作のレベルが「審査されない」か「審査される」かの違いがあります。

著作権は、独自の創作であれば、その創作のレベルは審査されません。

これに対し意匠権は、独自に創作したものであっても、過去(意匠登録出願の日より前)に同一または類似の「物品」に同一または類似の「意匠」が存在していた場合は、それらの物品又は意匠と比較して「同一又は類似（新しさが無い）」又はそれらの意匠からその分野の平均的デザイナーであれば「容易に考えられる」、と特許庁の審査官等により判断された場合は、意匠権は与えられません(意 17 条)。

3. 著作権と商標権

(1) 保護対象が「一品ものの表現」か「流通品のマーク」かの違いがあります。

著作権の保護対象は、絵画や彫刻などの「一品もの」の美術的な著作物です。

これに対し、商標権の保護対象は商標、すなわち「商品」について使用される標識（トレードマーク）と「サービス」について使用される標識（サービスマーク）です。

商標法上でいう「商品」とは、量産されて市場で取引される「流通性のある有形」のものをいい、著作権で保護される骨董品や美術品のように量産されない「一品もの」や、熱や光のような「無形」のものも商品とはいえません。

したがって、著作権と商標権の保護対象は「一品ものの表現」か「流通品のマーク」かの違いがあります。

なお、意匠権と同様に、著作権で保護される「一品もの」を商標としてそのまま採用した場合などには、著作権と商標権が併存する場合があります。このような場合に、著作権者に無断で「一品もの」を商品に使用すると著作権の侵害になりますので、事前に著作権者の許諾が必要になります。

(2) 保護方法

① 権利の発生が「無方式主義」か「方式主義」かの違いがあります。

商標権は、「方式主義」を採用する商標法により、特許権や意匠権と同様に、特許庁に商標登録出願（商 5 条）、審査(商 14 条)、登録料納付（商 40 条）を経て登録されることにより権利が発生します(商 18 条)ので、「無方式主義」で発生する著作権と異なります。

② 権利の消滅が「著作者の死後 50 年」か「設定登録日から 10 年」かの違いがあります。

商標権は、商標権設定登録の日から 10 年で消滅します(商 19 条 1 項)が、登録商標が商品やサービスに継続して使用される限り 10 年ごとに何度でも更新申請することができます(商 19 条 2 項)。

これは、商標法が、特許法や意匠法とは異なり、商標を使用する者の「信用の維持」を図ることで産業の発達に寄与することを法目的(商 1 条)とすることから、商標権者の「信用」が、使用される商品やサービスを通じて維持されている限り商標権を保護することにあります。

したがって、商標権者は 10 年ごとに更新申請を繰り返すことにより半永久的に権利を存続させることができる点で、「著作者の死後 50 年」(著 51 条)で消滅する著作権と異なります。

③ 創作のレベルが「審査されない」か「審査される」かの違いがあります。

著作権は、創作のレベルは審査されません。

これに対し、商標権は、特許権や意匠権と同様に、独自に創作したものであっても、商品又は商標のいずれかにおいて過去(商標登録出願の日より前)に同一又は類似の「商品」又は「商標」が存在していた場合は、それらの商品又は商標と「需要者が誤認混同又は品質誤認を引き起こすおそれがあるもの」、と特許庁の審査官等により判断された場合は、商標権は与えられません(商 15 条)。

参考文献：産業財産権標準テキスト「総合編」2011

(独)工業所有権情報・研修館発行

「6. 著作権と産業財産権の相違」(P176~177)

著作権と産業財産権との比較表

保護区分	権利の種類	産業財産権		
		著作権	特許権	実用新案権
保護内容	法律	著作権法	特許法	実用新案法
	保護対象	物	著作物(2条)	発明(2条)
人		著作者(2条)	発明者(29条)	考案者(3条)
保護方法	出願	不要	要	要
	審査	無	有(審査請求要の案件のみ)	無
	手続	独自の創作であれば先に似た表現があっても認められる。	独自の創作であっても先に似た技術があると、「新しさが無い」又は「容易に考えられる」と判断された場合、権利が取得できない。	独自の創作でも、先に同一又は類似の「物品」「意匠」があると「新しさが無い」又は「容易に創作される」と判断された場合、権利が取得できない。
付与	名称	著作者人格権(18~20条) 著作財産権(21~28条)	特許を受ける権利(29条) 特許権(66条)	実用新案登録を受ける権利(3条) 実用新案権(14条)
	登録	不要	要(66条)	要(14条)
発生	条件	著作物の完成(17条)	特許料納付(107条)	登録料納付(42条)
	期間	50年(51条)	20年(67条)	10年(更新可能)(19条)
消滅	起算点	著作者の死亡(原則)	特許出願の日	実用新案登録出願の日
	権利			意匠登録を受ける権利(3条) 意匠権(20条) 要(20条)
				商標権(18条) 要(18条)
				登録料納付(40条)
				10年(更新可能)(19条)
				商標権設定登録の日

Ⅲ 具体的事例

1. 理学部における e ラーニング推進の取り組みから

本節は、平成 20～22 年当時の理学部における e ラーニング推進の取り組みのうち、特に著作権に関わる事例を抽出し、まとめたものである。

事例 1 資料を WEB 上で公開

理学部では、WEB による公開を目的として次の資料を作成した。

- ◆ 「Moodle による e ラーニング教材作成マニュアル」
- ◆ 「e ラーニング実践事例集（1、2 集）」

【課題・問題点】

理学部 e ラーニングホームページにおいて、上記の資料を著作権を保護しながら、著作者以外も有効活用ができる状態で公開したい。

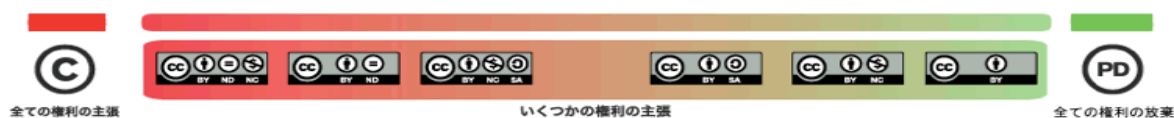
【対策】

これらの資料には*クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのマークを付けて公開した。（同様の趣旨のものに、文化庁が策定した*自由利用マークもある。）

【用語解説】

*「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CC ライセンス)」

CC ライセンスは、インターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするためのツールです。CC ライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができます。



creative commons JAPAN 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」 より
(<http://creativecommons.jp/licenses/>)

* 「自由利用マーク」

著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。



文化庁「自由利用マーク」より
(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>)

事例2 教員が作成した資料を Moodle 上で利用

いくつかの授業において、次の資料や教材を Moodle 上で学生に提供した。

- ◆教員が自作したノート・図表やパワーポイント資料を PDF 化したもの
- ◆小テスト機能、特に穴埋め問題（Cloze）を用いた小テスト

【課題・問題点】

これらの資料・教材で使用される画像等には、他人の著作物の複製が含まれる可能性がある。授業に関連する資料として、著作権の問題を明確にしておきたい。

【対策】

著作権法では、他人の著作物の、授業の過程における複製（第35条第1項）や副会場への送信（同第2項）が例外規定として認められている。しかし、本ケースは該当する教材をサーバ上に蓄積し、授業時間外でも利用できる形式なので、これに該当しない。著作権者の了解が必要となる。

理学部の実際の事例では、資料や教材に他人の著作物の複製を含めずに、WEB上の関連するホームページや画像にリンクを張ることで他人の著作物への参照を実現した。ホームページにリンクを張ることはWEB上のアドレスを示すことに過ぎず、内容を複製したり公衆送信したりするものではないから、一般に著作権の問題は発生しない。

なお、著作権法第35条第1項で認められているように、授業の過程で配布するプリントには一定の条件の下で他人の著作物の複製を含めてもよい。学生

はこの配布プリントを併用しながら、eラーニングによる授業時間外学習に取り組むことが可能である。

事例3 学生が作成した資料を Moodle 上で利用

「コース初歩学習科目」等のセミナー形式の授業で Moodle を利用すると、発表順の調整や授業時間外の質疑応答が可能となり、教育効果は大きい。また、学生が作成した資料を Moodle 上で配布すると、オンラインでやりとりができるため、提出日等が記録され、行き違いが無くなる等のメリットがある。

【課題・問題点】

学生が作成した資料の配布方法としては、Moodle 上のフォーラムにこれらを貼り付け、他の学生がダウンロードする方式が考えられる。しかし、学生が作成した資料中に他人の著作物の複製が含まれている可能性があり、その場合は著作権法違反となってしまう。

【対策】

次の手順をとることで対応できる。

- (1) 学生が作成した資料を、Moodle 上で教員に提出してもらう
- (2) 教員が内容をチェックした上で、Moodle のクイックメール機能を利用し添付書類で受講者に配信する。
- (3) 授業当日は資料の印刷物を配付する。

【注意】

上記手順中の(2)に関しては、授業における教育的指導として、学生の提出物を教員が添削・改変して配信することは可能である。しかし、授業終了後にこれらの提出物を文集等の発表物にまとめるような場合、学生(著作権者)に無断で改変すると同一性保持権(著作権法第20条)の問題が発生する。授業終了後に改変する場合は、学生の了解を得る必要がある。

作成する資料において、他人の著作物の複製を含めるのではなく、*引用するのであれば著作権の問題は生じない。資料やレポートを学生に作成させる場合に、他人の著作物の引用方法について指導・確認することは、著作権教育の観点からも望ましいと言える。

【用語解説】

* 「引用」できる限度

「引用」とは、例えば自説を補強するために自分の論文の中に他人の文章を掲載しそれを解説する場合のことをいいますが、法律に定められた要件を満たしていれば著作権者の了解なしに著作物を利用することができます(第32条)。この要件とは、[1] 公表された著作物であること、[2] 公正な慣行に合致すること、[3] 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われること、[4] 出典を明記すること(コピー以外はその慣行があるとき)です。[2] と [3] の要件については、少なくとも自分の著作物と他人の著作物が明瞭に区分されていること、引用についてそれなりの必然性があり、自分の著作物が主で引用する他人の著作物は従たる存在であることが必要と考えられます。これらの要件を全て満たしていれば、著作権者の了解は必要ありません。

文化庁「著作権なるほど質問箱—著作権 Q&A」より
(<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>)

事例4 学生に教材の作成補助を依頼

理学部生物学科では、リメディアル教育用のeラーニング教材を開発するにあたり、教員が生物リメディアル委員の学生に作成補助を依頼している。

【課題・問題点】

学生に教材の作成補助を依頼する際に、著作権の観点からはどのような事項に留意したらよいか。

【対策】

一般に、学生や教職員に著作物の共同作成を依頼する際は、以下の事項に留意する必要があると思われる。

- (1) まず、このような労務の対価として本学の経費で学生に金銭を支払う場合は、本学の規定により、該当学生を有期契約職員として雇用する必要がある。
- (2) 作成に携わった学生は教材の一部又は全体に対して著作権を有する。学生の卒業後に教材の内容や使用目的が変更される可能性もあるので、予め学生に著作権を譲渡してもらい、(著作者人格権の)同一性保持権を行使しないよう依頼すること等も検討しておくべき課題と

思われる。

- (3) 作成に携わった教職員が他大学等へ転出する可能性もある。教職員についても、共同著作者として将来の教材の改訂に対する合意を得ておき、また転出先の大学等でその教材を使用できるかについても、予め取り決めておいた方がよい。
- (4) 元々この教材を***法人著作**として作成しておけば、法人（本学）が著作者となるので、上記のような著作権に関する問題は生じない。

【用語解説】

*「法人著作」

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う自然人たる個人ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や、公務員によって作成された各種の報告書などのように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、その職員が著作者となるのではなく、会社や国が著作者となる場合があります（第15条）。

しかし、会社や国の職員などが創作した著作物のすべてについて、会社や国などが著作者になるわけではありません。

次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、会社や国などが著作者になります。（なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、(4)の要件を満たす必要はありません。）

[法人著作の要件]

- (1) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」（例えば、国や会社など。以下「法人等」という）であること
 - (2) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
 - (3) 「職務上」の行為として創作されること
 - (4) 「公表」する場合に「法人等の名義」で公表されるものであること
 - (5) 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと
- 文化庁「著作権なるほど質問箱— 関連用語『法人著作』より
(<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>)

事例5 eラーニング教材で他人の作成した図等を参照

理学部生物学科では、リメディアル教育用のeラーニング教材を利用する学生のほとんどが、市販の冊子体の資料集「〇〇図録」（仮名）を購入している。そ

れに掲載されている図等の複製をeラーニング教材に掲載してよいか出版社に問い合わせたところ、1図あたり約1,000円の著作権料であり、教材全体としては非常に高額な使用料がかかることが分かった。そこで、教材に必要な図は、基本的に教員と生物リメディアル委員の学生が協力して作成することとした。しかし、すべての図を自前で作成できるわけではなく、「〇〇図録」等の図を参照せざるを得ないケースもある。

【課題・問題点】

自前では作成できない図を、eラーニング教材の中で経費をかけずに参照するには、どのような方法があるか。

【対策】

自前では作成できない図について、生物学科では以下のように対応している。

(1) 「〇〇図録」内の図が必要なときは、その該当ページ番号を示すことにした。「〇〇図録」は、ほとんどの学生が購入しているという前提がある。) このように該当ページ番号を示すことは事実の表示であり著作権侵害にあたらない。

なお、目次のコピーを無断で掲載することは著作権侵害にあたるので、注意が必要である。

(2) 必要に応じて*「**wikimedia commons**」の画像を利用することを計画している。引用先として、“wmc/filename”と表記する予定である(wmcはwikimedia commonsの略)。wmcのように、自由な利用を認めている画像の利用は、有効な方法であるが、利用条件を十分に確認することは忘れてはならない。

【用語解説】

* 「**wikimedia commons**」

ウィキペディアと同じくウィキメディア財団による姉妹プロジェクトであり、『すべてのウィキメディアプロジェクトをはじめ、誰でも自由に利用できる画像・音声・動画、その他あらゆる情報を包括し供給する』ことを目的とする。2004年9月7日に活動を開始した。ウィキメディア・コモンズには2009年9月現在、500万点以上のメディアファイルが保管されている。

「ウィキペディア」より
(<http://ja.wikipedia.org>)

2. 共通教育基礎科目「情報科学」の取り組みから

本節は、共通教育基礎科目「情報科学」における e ラーニングの取り組みのうち、特に著作権に関わる事例についてまとめたものである。

事例 1 教科書の改訂

共通教育基礎科目「情報科学」では、教育内容の全学共通化に伴い、平成 18 年度に教科書の全面改訂を行った。その際に、それ以前の教科書の文章も部分的に利用しながら改訂版の執筆を行い、改訂を行った 3 名を著者として出版した。続く第 2 版の執筆時には、著者間で執筆担当箇所の変更をし、加筆訂正などの改訂作業を行った。

【課題・問題点】

- (1) 教科書の全面改訂時に、それ以前の教科書の文章も部分的に利用したが、これは*引用としての利用なのか、加筆等による文章の改訂なのか？
- (2) 改訂を繰り返す、長期間にわたって使用される教科書は、複数の著者が改訂を繰り返しかねない。改訂時に、どこが誰の著作かが曖昧になってしまう問題は生じないか？
 - ① 単独著作なのか
 - ② 共同著作なのか
 - ③ 単独著作や共同著作の集合体なのか
- (3) 将来、執筆者の誰かが退職したり、他大学に転出するケースも起こりうる。そのために備えた対策は？
 - ① 退職・転出した執筆者の著作部分を次の改定後にも利用したいとき
 - ② 転出した執筆者が、転出した先の大学の教科書に本人が執筆した部分を再利用したいとき

【課題・問題点（1）への対策】

引用としての利用であれば、適切な引用の慣行に従って行う必要がある。加筆等による文章の改訂であれば、加筆を行った部分を著者と加筆者の*共同著作物として扱うか、著者の了解を得て、その著作物の改訂と出版に関して契約を交わす方法もある。

【用語解説】

*「引用」する場合の出所の明示

「引用」とは、例えば自説を補強するために自分の論文の中に他人の文章を掲載しそれを解説する場合のことをいいますが、著作権法に定められた要件を満たしていれば著作権者の了解なしに著作物を利用することができます(第32条)。この法律の要件の1つに、引用される著作物の出所の明示(出典を明記すること。なお、コピー以外の方法(例 講演の際に他人の文章を引用し口述)により引用する場合はその慣行があるとき)を義務付けています(第48条)。その方法は、それぞれのケースに応じて合理的と認められる方法・程度によって行われなければいけないとされていますが、引用部分を明確化するとともに、引用した著作物の題名、著作者名などが読者・視聴者等が容易に分かるようにする必要がありますと思われる。

文化庁「著作権なるほど質問箱—著作権 Q&A」より
(<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>)

*** 「共同著作物」**

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」と呼びます(第2条第1項第12号)。具体的には、誰がどこを分担すると決めずに共同で書いた場合など、それぞれの人が書いた(創作した)部分を明確に区別できない場合のことです。ただし、第1章は誰、第2章は誰と分担するところを定めて書いた場合はこれに当てはまりません。

なお、共同著作物の場合は、原則として、全員が共同で(全員一致の意思により)その権利を行使することとされています。また、その著作権の保護期間は、最後に死亡した著作者の死亡時から起算されます。

文化庁「著作権なるほど質問箱—著作権制度の概要」より
(<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>)

*** 「他人の著作物の利用方法」**

他人の「著作物」「実演」「レコード」「放送」「有線放送」を、「コピー」や「インターネット送信」などの方法で利用するには、原則として「権利者の了解」を得ることが必要です。この「了解」のことを、著作権法では「許諾」と言っています。

この「了解を得る」ということは、文書を交わす場合も口頭の場合も、また、利用の対価を支払う場合も無料の場合も、権利者と利用者が「契約する」ということです。

著作物そのものの種類、コピーに使われる媒体、コピー以外の利用の形態などが、急速に多様化するに従い、それぞれの当事者が「自分の常識」や「思

い込み」を「当然のこと」と考えて「曖昧・不明確な契約」をしたり、後になって双方が「そんなつもりではなかった」などという事例が急増しています。

著作物等の利用にあたっては、利用者も権利者も、後々のトラブルを防ぐために、「何を契約しているのか」ということを明確にし、文書をしっかりと残しておく努力をすべきでしょう。「文書による明確な契約を避けたがる」という日本人の傾向は、社会の多様化が進む中で、著作権に限らず多くの分野で問題を引き起こしていますが、特に著作権の世界ではこの問題が深刻なようです。

文化庁「著作権なるほど質問箱—著作権制度の概要」より
(<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>)

【課題・問題点（２）への対策】

教科書の改訂時に、どの箇所が誰の著作なのかを明らかにしておくことが望ましい。加筆等による部分改訂箇所などについては、複数の著作者の権利が関わる共同著作の部分として扱われる。単独著作の部分と共同著作の区分も明らかにしておく。

【課題・問題点（３）への対策】

著者間で、既存の執筆部分を将来の教科書にも利用できるように、今後の扱いについての契約書を取り交わしておくことよい。

事例２ 購入した素材集の画像を教科書に利用する

教科書の挿絵として、購入した市販の素材集の写真や画像を利用した。

【課題・問題点】

素材集を利用する際、個人での使用は可能であっても、それを利用して作られたものを販売することまで許可されているのかどうか、使用条件を確認する必要がある。

【対策】

市販の素材集を利用する場合は、その使用許諾内容をしっかり確認してから利用する。商業利用に当たっては、別途利用許諾申請が必要であったり、別途使用料の支払いが必要であったりするので注意を要する。

事例3 出版社と共同での共同編集

平成 22 年度から日経 BP 社と共同で教科書を編集することにした。日経 BP 社が書籍 4 冊分のコンテンツ素材を提供し、それらの内容を自由に組み合わせ、更に愛媛大学独自の内容を追加して、愛媛大学の教科書を編集するという方式である。教科書を編集するたびに、どこが誰の著作なのか文章も図版についても、出版社側が著作権を一元管理することになる。当初契約は 4 年間。

【課題・問題点】

契約が終了した後、執筆した著作物の再利用しようとするときに問題は生じないか。

【対策】

契約期間内は、出版社が著作権の管理を行うので、著作に当たるメンバーの変更などにも十分対応できる。しかし、契約が終了した後も執筆した著作物を再利用したいのであれば、今後の取り扱いについて著者間で取り決めを行っておく必要がある。

おわりに

大学の活動だけをとっても、著作権にまつわる事象は多岐にわたり、法令の適用、解釈など容易ではありません。文化庁が示す Q&A や事例紹介、過去の判例も参考にしながら、現実の事象に対応する必要があります。

この報告書では、学内で実際に行われた活動の中から、共通性のある類似の課題が多いと思われる事象を紹介しました。

しかしながら、まだまだ取り扱えていない事象、適切な対応や手順を示せていない事象も多く残っています。例えば、「法人著作であることを示す記録や書類の管理方法」、「パンフレット等の作成時の業者との契約内容のあり方」、「共同著作行為における留意点」、「構成員の個人著作である教育コンテンツの機関利用」、「教育活動の過程で生み出される教員と学生の共同著作物の取り扱い」、「他機関や他機関所属者との共同著作」、「論文の著作権譲渡先である学術団体との関係のあり方」など、枚挙に遑がないほどです。

著作権戦略検討委員会では、愛媛大学が、著作権の虚像をおそれ、あるいは、その姿を見ることなく無謀で危険な接し方をすることがないように、引き続き、これらの課題に対する調査、検討を進め、著作権に対する適切な対応、接し方の指針を示していきます。

【参考資料】

■法人著作について	2 1
-----------	-----

■著作権Q&A

I 著作権を保護したい場合

1. 著作権をとりたい場合の手続き	2 3
2. 著作権法で保護される「作品」	2 7
3. 著作権の内容	3 5
4. 著作権の保護期間	3 8
5. 他人に利用させる場合	4 2
6. 著作権は誰に帰属するか	4 4
7. 著作権を侵害された場合の対抗措置	4 8

II 著作権を利用したい場合

1. 著作物の利用について	5 1
2. 個人・家庭内における利用	6 2
3. 図書館・視聴覚ライブラリーにおける利用	6 3
4. 学校などの教育機関における利用	6 9
5. その他の組織・機関における利用	7 7

■法人著作について

法人著作とは、著作権法第15条において、「法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づき、その法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」と規定されています。

【著作権法第15条の要約】

1 法人、その他使用者の発意に基づいていること

法人などの「**発意**」とは、著作物の作成についての意思決定が、使用者の判断によるものであることを意味します。

ただし、使用者が法人の場合、法人自体の発意ということは実際には考えられないため、法人の意思決定機関(役員会等)の発意はいうまでもなく、被用者に対して指揮監督の権限を有する上司の発意なども含みます。更には、同僚同士のブレイン・ストーミングの結果生まれた発案も含むものと解されています。

(例)

- ・教授会で著作物の作成を企画、構想し、業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合
- ・業務に従事する者が、法人等の承諾を得て著作物を作成する場合
- ・職務上、従業者が自発的に著作物を作成した場合

2 法人等の業務に従事する者が職務上作成したものであること

「**業務に従事する者**」とは、使用者と作成者との間に雇用関係があることをいいます。ただし、外部の者であっても、実質的にみて、法人などの内部において従業者として従事していると認められる場合は、法第15条が適用されます。プログラマーが外部から派遣されて法人などの業務に従事している場合も、具体的な指揮命令を派遣先から受けているならば同様です。

「**職務上作成した**」とは、勤務時間の内外を問わず、自己の職務として作成することをいいます。したがって、自宅で著作物を作成した場合も含まれます。

3 法人等が自己の著作名義のもとに公表するものであること

あくまでも「**公表するもの**」という文言であり、「公表したもの」とはなっていないので、将来法人などの名義のもとに公表する場合も含まれます。

4 作成時の契約や就業規則等に別段の定めがないこと

契約や就業規則に「従業員を著作者とする」というような定めがないことを意味していますが、本学の場合、定めておりません。

法人著作になるためのフロー

法人その他使用者の発意に基づいて作成した

YES

NO

法人等の業務に従事する者が職務上作成した

YES

NO

法人等が自己の著作名義のもとに公表する、又は公表予定である

YES

NO

作成時の契約や就業規則等に別段の定めがない

YES

NO

個人著作

法人著作

■著作権 Q & A

p. 23～77 の掲載を省略します。文化庁HPをご利用ください。

「著作権 Q & A」は、文化庁の許可を得た上で、文化庁HP上の「著作権なるほど質問箱」(<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>)より抜粋したものです。

愛媛大学 著作権戦略検討委員会委員名簿

【委員長】

小林 真也 大学院理工学研究科 教授

【副委員長】

関根 康男 社会連携推進機構 知的財産センター長・教授

【委員】

松本 長彦 学長特別補佐（教育担当）
教育・学生支援機構 副機構長

竹内 康博 法文学部 教授

平田 浩一 先端研究・学術推進機構 総合情報メディアセンター 教授

庭崎 隆 教育・学生支援機構 共通教育センター 准教授

松本 八郎 図書館事務課副課長

2012年3月発行
制作：愛媛大学 著作権戦略検討委員会

この報告書の著作権は、「著作権Q&A」を除き、愛媛大学に帰属します。

「著作権Q&A」は、文化庁の許可を得た上で、文化庁HP上の「著作権なるほど質問箱」(<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>)より抜粋したものです。

「著作権Q&A」を除き、この報告書の無料配布を認めます。「無料配布」には、「無料貸出」、「プリントアウト」、「コピー」も含まれます。

ただし、「無料配布」では、紙代や送料などの「実費」も徴収してはいけません。コピーの媒体は、紙、CD-Rなど、その種類は問いません。

また、媒体変換や、デジタル／アナログ間の方式変換も認めます。

- ・許可を得ることなく、送信することは認めません。
- ・許可を得ることなく、変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案することは認めません。

無料配布に際しては、著作権が愛媛大学に帰属することを表記してください。